

外ヶ浜町景観計画に対する
意見募集（パブリックコメント）実施要領

1 実施目的と内容

外ヶ浜町では、地域の特性を生かした良好な景観の保全と世界文化遺産登録を目指す大平山元遺跡周辺の景観保全を目的に、外ヶ浜町景観条例を5月1日に施行しました。

これにより外ヶ浜町の景観形成の総合的な指針となる「外ヶ浜町景観計画」を策定するにあたり町民の皆様からパブリックコメントを募集します。

2 募集内容

「外ヶ浜町景観計画（素案）」に対する意見

3 意見提出できる方

- ・町内に 住所を有する個人
- ・町内の事業所に勤務する個人
- ・町内の学校に在学する個人
- ・町内で活動する事業所及び団体

4 募集期間

令和2年5月1日（金） 令和2年5月30日（土）

※郵送の場合は、5月30日（土）必着

5 応募方法

住所、氏名、電話番号等を明記のうえ、提出様式を次の方法で応募ください。

- (1) 直接持参 外ヶ浜町役場総務課へ提出
- (2) 電子メール soumu@town.sotogahama.lg.jp に送信
- (3) 郵 送 〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
外ヶ浜町役場 総務課 へ郵送
- (4) ファックス 役場備え付けの F A X (0174-31-1215) へ送信

6 戦略（案）の公表

町ホームページ (<http://www.town.sotogahama.lg.jp/>) および町役場2階 総務課にて公表します。

7 その他

お寄せいただいた意見は、十分に考慮の上、外ヶ浜町の考えとともに整理して公表することとします。公表の際は、プライバシーの保護に十分留意し、意見の内容以外は公表しないものとしています。また、電話、口頭での意見は受け付けません。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。